

労働者派遣個別契約（小・中学校水泳プール管理従事者派遣業務）仕様書（案）

1. 業務の概要

- (1) 本仕様書は、小・中学校水泳プール管理従事者派遣業務を行うにあたり、労働者派遣基本契約書、労働者派遣個別契約書に定めるほか、その業務方法等、依頼者（甲）、受託者（乙）が行うべき業務の詳細を定めるものとする。
- (2) 業務期間は、学校の水泳授業計画（別紙「学校プール管理業務日程表」）により決定する。
- (3) プール管理業務の実施学校は次のとおりとし、乙は、これに契約に記載した人数を派遣する。
小学校 ①浦添小学校 ②仲西小学校 ③浦城小学校 ④牧港小学校 ⑤当山小学校
⑥内間小学校 ⑦港川小学校 ⑧宮城小学校 ⑨沢岬小学校 ⑩前田小学校
中学校 ①浦添中学校 ②仲西中学校 ③神森中学校 ④港川中学校 ⑤浦西中学校
- (4) 本業務の趣旨は、あくまでも中学校水泳授業に伴うプールの水質等の管理であり、乙が派遣した管理人は、児童・生徒の管理及び技術指導をしてはならない。
- (5) 学校の都合により、水泳授業計画に変更が生じる場合、随時、体育主任と連絡調整を行い、授業に支障を来たすことがないように業務を行うこと。
- (6) 学校へ配置された管理人は、体育主任の指示の下、業務を遂行しなければならない。
- (7) 管理人の就業は、午前は7時35分～午後11時35分、午後は12時00分～16時00分とする。

2. 管理人の業務内容

- (1) 安全管理・・・機械の起動と停止及び機能の管理調整、管理日誌の記入
- (2) 水質管理・・・プールの水質管理（薬品の投与・PHの測定）
- (3) 衛生管理・・・機械室及びプール周辺の保清

3. 管理人が行わない業務

- (1) 児童の管理と水泳の技術指導、安全監視
- (2) トイレや更衣室の清掃
- (3) プールの水の入れ替え、プール槽の水を抜いての清掃
- (4) 機械の修理
- (5) 薬品の購入

4. 管理人配置についての留意点

- (1) この管理業務の意図は、教育課程内の水泳授業における教師の支援として配置するものであること。
- (2) 派遣日外に水泳授業を実施する学校は、管理人の配置は無いため、学校で業務を行う。